

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会

日時：平成 30 年 12 月 6 日（木）10 時~11 時（予定）

場所：市役所本庁舎 15 階 1503 会議室

－ 次 第 －

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会設置要綱について
- 4 委員長選出
- 5 議事
平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分計画について

資料 1：平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会 委員名簿

資料 2：平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会 設置要綱

資料 3：平成 30 年 7 月豪雨災害の被害状況

資料 4：平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分計画について

平成30年7月豪雨災害義援金福岡市配分委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

所 属	氏 名	分野
福岡大学商学部 准教授	いとう たけし 伊藤 豪	学識経験者
日本赤十字社福岡県支部 福岡市地区本部 事務局長	こみや つかさ 小宮 司	義援金受付団体
日本放送協会福岡放送局 企画総務部長	すずき みき 鈴木 美樹	報道関係
福岡県共同募金会福岡市支会 事務局長	つる みゆき 津留 美由紀	義援金受付団体
福岡市自治協議会等7区会長会 副会長	まつなが まつえ 松永 マツエ	住民代表
西日本新聞社 総務部長	みとま まさのぶ 三苫 正信	報道関係
福岡市民生委員児童委員協議会 副会長	よしだ つねよ 吉田 恒代	住民代表

南区 総務部長	そえじま しんじ 副島 信次	福岡市
市民局 防災・危機管理部長	けさまる まさのり 袈裟丸 政憲	福岡市

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した福岡市民に対するお見舞いとして、福岡市に寄託された義援金について、公平かつ適正に被災者に配分するため、平成 30 年 7 月豪雨災害義援金福岡市配分委員会（以下、「配分委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 配分委員会は、義援金の配分計画として次に掲げる事項について審議する。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第 3 条 配分委員会は、委員 9 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 義援金受付団体
- (2) 住民代表
- (3) 学識経験者
- (4) 報道関係者
- (5) 福岡市職員

(委員長)

第 4 条 配分委員会には、委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は配分委員会の会務を総理する。

(会 議)

第 5 条 委員長は、配分委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 配分委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 条 配分委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第 7 条 配分委員会の事務局は、市民局防災・危機管理部に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、配分委員会において協議し決定する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 25 日から施行する。

平成30年7月豪雨災害の被害状況

1 福岡県全体の被害状況(10月17日現在)

被害区分		福岡市		県内他市町		総数
人的被害 (人)	死者	1	25.0%	3	75.0%	4
	重傷者 (3月以上)	0	0.0%	3	100.0%	3
	軽傷者 (1月以上 3月未満)	0	0.0%	5	100.0%	5
住家被害 (戸)	全壊	0	0.0%	26	100.0%	26
	半壊	2	0.9%	221	99.1%	223
	一部損壊 床上浸水	43	3.2%	1,305	96.8%	1,348

※福岡県の義援金第2次配分資料による。

※「住家」とは、現に居住のために使用している者がいる建物であり、空家や店舗等住宅として居住する者がいない建物は含まない。

2 福岡市の被害状況(11月30日現在)

被害区分		全市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
人的被害 (人)	死者	1						1	
住家被害 (戸)	半壊	2							2
	一部損壊	53	8	1	8	10	3	16	7
計		56	8	1	8	10	3	17	9

平成30年7月豪雨災害義援金福岡市配分計画について

1 今回の受入金額

福岡県からの配分額	第1次配分	2,958,601 円	H30.9.18受入
	第2次配分	5,709,828 円	H30.11.30受入
全国市議会議長会からの義援金		18,921 円	H30.11.22受入
総 額		8,687,350 円	

2 配分の考え方

義援金は、災害により生命・財産(住家)に大きな被害を受けた方々に対するお見舞いとして全国から寄せられたものであり、事務経費などの最小限の必要経費を除き、原則として全額被災された方々にその被害の程度に応じ公平に配分する。

3 福岡市配分計画(第1次配分案)

福岡県の配分基準に準じ、被害区分に応じた按分方法により配分額を計算。

被害区分		件数	配分額	配分総額	配分比
人的被害(人)	死者	1 人	1,100,000 円	1,100,000 円	10
	半壊	2 戸	550,000 円	1,100,000 円	5
住家被害(戸)	一部損壊	53 戸	110,000 円	5,830,000 円	1
合計				8,030,000 円	
				残額	657,350 円

4 今後の追加配分の取り扱いについて

今回の受入金額に追加配分された金額を加え、その時点における被害件数により、今回と同様の按分方法で配分額を決定し、差額を支給する。

※義援金配分の対象となる被害については、福岡県の義援金受入期間内(H30.12.28まで)にり災証明の交付申請があり、り災証明書の交付を受けたものとする。

5 支給方法

支給対象者の金融機関口座に振り込むことにより支給する。